

# 特許庁委託事業

## ロシア・ライセンスマニユアル

2018年3月

日本貿易振興機構  
知的財産課  
モスクワ事務所

## 5 トレード・シークレット漏洩の防止

### 5.1 トレード・シークレットの保護

#### 5.1.1 トレード・シークレットの定義

ロシアにおいては、第三者に知られていないために商業的価値を有する情報は、2つの異なる仕組みにより、ノウハウまたはトレード・シークレットとして保護され得る。

どちらの仕組みを導入するかは、企業が保護を望む情報の性質による。例えば、知的製品に関する情報（高い技術を含む製造工程の詳細等）および事業プロセスのみであれば、ノウハウとして保護されるが、契約価格または顧客リスト等、より一般的な性質の情報については、トレード・シークレットの仕組みにおいて扱われる。

開示または制限すべき情報のうち、法律またはその他の規制によりアクセスすることが禁止されている情報は、ノウハウまたはトレード・シークレットとはみなされない。

例えば、連邦法第 92 条「株式会社について<sup>99</sup>」に基づき、株式会社は、年次報告書、定例株主総会の通知等のある種の情報については開示する義務を有する。

他の連邦法としては、2006 年 7 月 27 日付連邦法第 149-FZ 号「情報、情報技術および情報保護について」があり、第 8 条第 4 項において、以下の情報へのアクセスは制限されないと定めている。

- (i) 人権もしくは公民権、自由もしくは責任に影響する規制、または企業の法的地位ならびに連邦政府および地方政府の権限を決定する規制
- (ii) 環境および健康に関する情報、連邦政府および地方政府の活動ならびに予算の使用に関する情報（国家または公的な秘密を構成する場合はこの限りではない）
- (iii) 情報を個人および企業に提供するために設立または整備された公開図書館、博物館またはアーカイブ、および政府、地方自治体または他の情報システムに蓄積されている情報
- (iv) 連邦法に定める通りアクセスを制限することができないその他の情報

他の連邦法により上記リストに追加される可能性もある。

結果として、秘密情報を保護する仕組みは、企業が保護を望むデータの性質に直接的に依拠する。

---

<sup>99</sup> 1995 年 12 月 26 日付連邦法第 208-FZ 号「株式会社について」

## ノウハウ

科学的小および技術的分野の知的製品または職業的活動の方法<sup>100</sup>に関するあらゆる情報（製造関連、技術的、経済的、組織的もしくはその他の情報）は、以下の場合、製造に関する秘密（ノウハウ）とみなされ得る。

- (i) 第三者に知られていないために商業的価値を有する場合。商業的価値とは、製造費用の削減、収入の増加、市場地位の維持、従業員の数または業績を評価するための明確なシステム、および形式化された営業工程等を含むことがある。
- (ii) 公有ではなく、公知でもない場合（例えば、インターネット検索エンジンを用いて見つけることのできない場合）。その場合でも、公的情報が特定の方法により変換もしくは列挙されている場合、または入手する際に追加的な努力が必要となる場合（例えば、相手方との連絡など）は、当該データが派生的であり、または公共の情報源を用いて入手したものであっても（公知の情報源から直接取得したものでなければ）、ノウハウとしても保護することができる。
- (iii) トレード・シークレットを構成しない情報のリストに含まれていない場合。（詳細は上記参照。）
- (iv) 例えばトレード・シークレットの仕組みを導入するなど、当該情報の所有者が確実に秘密を保持するために十分な措置を取った場合。

現在のところ、ノウハウ保護の目的で、秘密保持を徹底するための十分な措置を取ること（パスワードの設定、第三者による自由なアクセスの実質的な制限）が重要であり、トレード・シークレットの仕組みを導入するか否かは、ノウハウ所有者の判断に任される。

ノウハウに関する法的枠組みを構築する際に、法律は、保護の対象となり得る具体的な情報を列挙していない。したがって、上記の基準が満たされる場合、あるデータがノウハウとしてみなされるか否かは、当該データが科学的小および技術的分野の知的製品ならびに職業的活動の方法に関する情報を含む限り、所有者の判断によるところとなる。

ある特定の製品を製造する際に使用される技術的な知識（材料もしくは構成に関する情報）、または商品市場に関する商業的な情報は、特にノウハウとして保護され得る。

なお、ノウハウについては、国家登録は不要であり、ノウハウ・ライセンス契約または移転契約に基づく権利の付与または移転についても登録は不要である。

---

<sup>100</sup> 民法第 1465 条第 1 項

### 5.1.2 ノウハウまたはトレード・シークレットに対する独占的権利

ノウハウまたはトレード・シークレットに関する独占権は、主に保護対象の情報の秘密性を保持することにより得られる所有者の実際の独占状態を基盤とする。

ノウハウ所有者は、法律に矛盾しないあらゆる方法にて使用する独占権（製品の製造ならびに経済的および組織的判断の実施を含む）を享受する。ノウハウ所有者は、ライセンス契約もしくは移転契約を締結する形で、またはノウハウをフランチャイズ契約およびその他の種類の契約の主題に含めることにより、上記独占権を処分することができる。

また、あわせて重要な点として、善意で、かつ他のノウハウ所有者とは無関係に、保護対象のノウハウの内容を構成する情報の所有者になった人は、当該情報について自律的かつ独占的な権利を取得する<sup>101</sup>。

法律では、特定の要件が独占権の所有者に課されるノウハウをさらに2種類に分類している。職務著作物（WFH）と、契約に基づき創作されたノウハウである。

#### (1) WFH

従業員が職務の一部として、または雇用主からの特定の任務の一環として創作したノウハウに対する独占権は、雇用主が所有する。

職務または雇用主が課した特定の任務に関連してノウハウにアクセスする権利を有する人は、当該情報に対する独占権が有効である限り、当該情報の秘密を保持しなければならない。

#### (2) 契約に基づき創作されたノウハウ

ノウハウが、請負契約、調査、探査、開発もしくは技術的業務のための契約、または国家もしくは自治体のニーズを満たすための政府もしくは自治体との契約の履行において創作された場合、上記ノウハウに対する独占権は、関連する契約（政府または自治体との契約）に別段の定めがない限り、請負人（サービス提供者）が所有する。

#### トレード・シークレットの侵害

法律は、ノウハウまたはトレード・シークレットの侵害を具体的に分類していない。ノウハウまたはトレード・シークレットに対する独占権は、ある人がノウハウに違法にアクセスし、これを使用し、または公開した場合、侵害されたとみなされる<sup>102</sup>。

---

<sup>101</sup> 民法第 1466 条

<sup>102</sup> 民法第 1472 条、営業秘密法第 14 条

### 5.1.3 ノウハウまたはトレード・シークレットの保護期間

ノウハウまたはこれに存するトレード・シークレットの詳細は、その所有者が秘密を保持する限り保護される。秘密性が失われた場合には、ノウハウまたはトレード・シークレットに対する独占権は即座に消滅する<sup>103</sup>。

### 5.1.4 ノウハウおよびトレード・シークレットの侵害に対する法的責任

#### (1) 民事上の責任

民法の下では、ノウハウの独占権の侵害に対する責任は、民法第 1472 条に準拠する。

ノウハウの独占権の侵害者（ノウハウに存する情報を違法に入手した者、それを開示または使用した者、およびノウハウの秘密保持を義務付けられた者も含む）は、ノウハウの独占権の侵害により生じた損失を補償しなければならない。

この種の民事責任は、常に、侵害者が有罪であると判示される場合に限り生じる。

さらに、契約の侵害による損害を補償するために、その他の条件および責任（有罪判決の有無を問わず生じる責任<sup>104</sup>等）、または違約金の回収<sup>105</sup>、または責任の制限<sup>106</sup>を契約に定めることができる。

ノウハウを構成する情報を開示した（または別途独占権を侵害した）者は、当該ノウハウの独占権の侵害に対する責任を負う可能性がある。このことは、公法人（ロシア連邦、その構成機関、地方自治体）であっても、情報へのアクセス権を有していた従属機関が当該情報を開示した場合には適用される（トレード・シークレット法第 14 条）<sup>107</sup>。

民法第 1472 条に基づく責任の例外規定は、善意でノウハウを使用し、使用が違法であることを知らなかったまたは知り得なかった者についてのみ定められている。これには、当該者が偶然または誤ってノウハウへのアクセス権を取得した状況も含む<sup>108</sup>。

#### (2) 行政上の責任

ノウハウを違法に取得、使用または開示した場合で、当該侵害が不正競争行為と認められたときは、行政上の責任が生じる<sup>109</sup>。

---

<sup>103</sup> 民法第 1467 条

<sup>104</sup> 民法第 401 条第 1 項および第 3 項

<sup>105</sup> 民法第 330 条から 333 条および第 394 条

<sup>106</sup> 民法第 15 条

<sup>107</sup> 判決第 5/29 号第 57 項

<sup>108</sup> 民法第 1472 条第 2 項

<sup>109</sup> ロシア行政違反基本法第 14.33 条

<sup>109</sup> 競争保護法第 4 条

競争保護法の下では、以下のような行為は FAS により不正競争であるとみなされる<sup>110</sup>。

- (i) 企業活動を行うにあたって優位性を得ることを目的とした行為
- (ii) 現行の法律、一般的な商習慣、信義則上の要件、合理性および正義に反する行為、ならびに
- (iii) 競合相手に対し、損失または営業上の信用を損なう、または損なう可能性のある行為

競争保護法は、不正競争としての形式を複数規定している。特に、第 14 条第 5 項によれば、商品の販売、交換またはその他の流通は、同時に知的財産が違法に使用された結果による場合、不正競争行為であるとみなされることがある。

違反した公務員に対しては、1 万 2000 から 2 万 RUB の過料が課され、違反した企業に対しては、10 万から 50 万 RUB の過料が課される可能性がある。

### (3) トレード・シークレット法における責任

ノウハウ保護のためにトレード・シークレットに関する仕組みを導入することができることに鑑みて、トレード・シークレット法の違反に対する責任は、ノウハウに関する仕組みの違反にも適用されることがある。

例えば、トレード・シークレット法第 14 条第 1 項は、同法の違反により、ロシア連邦の法律に基づき、懲戒、民事、行政または刑事上の責任が生じると規定している。

懲戒責任は、職務の一部として雇用主およびその相手方が保有するトレード・シークレット情報へのアクセス権を得た従業員が、意図的にまたは不注意により当該情報を開示した場合に生じる。

この責任は、雇用主が従業員に対して適用し、従業員は戒告、譴責または解雇を受けることとなる。労働法第 81 条に基づき、法律により保護されている秘密情報の開示は、重大な職務違反となり、それにより従業員は解雇され得る。

さらに留意すべき点として、労働争議に対する裁判所の姿勢は特に厳しく、トレード・シークレットに関する仕組みを導入しているとみなされるには、トレード・シークレット法に規定するすべての基準を概して満たしていなければならない。

このケースにおいて、民事責任は、民法第 1472 条（ノウハウに対する権利の侵害）または民法第 15 条（損失に関する一般規定）のいずれかに基づく損失の回復で構成される。

ロシアの法律では、回復可能な損失は以下の 2 種類に分類される（民法第 15 条）。

---

<sup>110</sup> 競争保護法第 4 条

- (i) 実損 – 権利を侵害された企業が被った費用、または侵害された権利を回復するために企業が負担しなければならない費用。
- (ii) 逸失利益 – 権利が侵害されていなければ、商取引の通常で企業が取得していたであろう収入のうち、取得していない収入。

ロシアの法律においては「懲罰的損害賠償」（被告またはその他の者を改心させ、または訴訟の根拠を構成するものと同様の行為を為すことを避けることを目的とした損害賠償）の概念はない。ロシアの法律においては、損害賠償の目的は補償することである。

損害賠償を請求する場合、企業は以下の状況について証明しなければならない（すべての事実は立証が必要である）。

- (i) 損失を被ったこと
- (ii) 作為または不作為と損失との間の因果関係
- (iii) 損失額

行政上の責任については、行政違反基本法第 13 条第 14 項において、連邦法に基づきアクセスが制限されている情報（トレード・シークレット情報等）に関し、職務または職業上の任務の一環としてアクセス権を受けた者が開示した場合について規定している（当該開示が刑法上の責任を生じさせる場合はこの限りではない）。

当該違反については、個人には 500～1,000RUB の過料が課される。

トレード・シークレット情報の収集、開示および使用に関する刑事上の責任については、刑法第 183 条に規定されている。

例えば、刑法第 183 条第 1 項は、トレード・シークレット、税または銀行口座に関する秘密に相当する情報について、書類の盗取、賄賂、脅迫またはその他の違法な手段を用いて収集することを犯罪構成事実であると定めている。刑法第 183 条同項に基づく最高刑は、2 年以下の禁錮である。

刑法第 183 条第 2 項は、トレード・シークレット、税または銀行口座に関する秘密に相当する情報について、受任された者または職権上もしくは職務に関連して知り得た者が、その所有者の同意なく違法に開示または使用することを犯罪構成事実であると定めている。刑法第 183 条同項に基づく最高刑は、3 年以下の禁錮である。

さらに、同様の行為（トレード・シークレット情報の違法な使用）は、金銭的利益のために行われた場合には、5 年以下の禁錮が科される可能性がある。

## 5.2 トレード・シークレット（秘密性、実用性、有価性、秘密保持等）の確認

トレード・シークレットとは、現在の、または潜在的な状況下において、その所有者が収入増加、不公正な支出の回避、市場地位の維持、またはその他の商業的利益の取得を可能にする情報を秘密に保持することである<sup>111</sup>。

トレード・シークレット法の下では、当該情報の所有者が導入しなければならないトレード・シークレットの仕組みの規定についてやや形式的なアプローチを取っている。

特に、第 10 条にて、トレード・シークレット情報を保護するために取るべき措置を以下のように挙げている。

- (i) トレード・シークレットとみなされる情報をリストとしてまとめる。
- (ii) トレード・シークレットへのアクセスを制限する（当該データの取り扱いに関する手続きを実践し、当該手続きの遵守状況を確認する）。
- (iii) トレード・シークレットへアクセスを許可された者を登録する。
- (iv) 雇用契約または民法上の契約に基づき、トレード・シークレット情報の使用に関して想定する。
- (v) 当該情報を含むすべての有形メディアまたは文書に「秘密」と印を付し、その所有者を記載する。

また、損失は、トレード・シークレット情報の開示または使用を伴う個人の行為により実際に生じたものであり、関係者が実際に当該情報を使用したことを証明しなければならないというのが裁判所の認識である<sup>112</sup>。

トレード・シークレット法第 11 条の違反があったと主張する際に、同法の上記要件がどれほど厳格に遵守されるべきかに関しては、裁判所の確固たる判断はない。

例えば、訴訟 17AP-1019/2015-AK において、裁判所は、A 氏が、以前ビジネス・パートナーであった個人起業家 B 氏の顧客基盤を利用して会社を設立したことを認めた。しかしながら裁判所は、個人起業家 B 氏が、顧客基盤がトレード・シークレットを構成していることを証明する文書を提出しなかったため、特に、A 氏がトレード・シークレットを含む文書を読んだことを確認できる、署名を付した文書がなかったため、その主張を退けた<sup>113</sup>。

---

<sup>111</sup> 営業秘密法第 3 条第 1 項

<sup>112</sup> 訴訟番号 11-28840 に関する 2013 年 9 月 18 日付モスクワ市裁判所判決。訴訟番号 2-2469/13 に関する 2013 年 5 月 15 日付モスクワ・ペロフスキー地方裁判所判決。訴訟番号 33-19046 に関する 2011 年 6 月 22 日付モスクワ市裁判所判決。

<sup>113</sup> 訴訟番号 17AP-1019/2015-AK に関する 2015 年 3 月 13 日付第 17 商事上訴裁判所判決。同様の訴訟を参照のこと。訴訟番号 33-17808/2016 に関する 2016 年 9 月 27 日付サントペテルブルク市裁判所控訴審判決。



さらには、トレード・シークレット法の規定によると、法律を完全に遵守していなかったとしても、秘密情報を保護するために合理的に十分な措置が取られていれば、情報はトレード・シークレットとみなされることがある。すなわち、

- (i) トレード・シークレット情報へのアクセスについて、当該情報の所有者の同意を得ていない者によるアクセスはブロックする。
- (ii) トレード・シークレットの仕組みに違反することなく、トレード・シークレット情報の使用およびビジネス・パートナーへの移転の機会が提供されている<sup>114</sup>。

「合理的に十分な措置」とは、アクセスが実質的に制限されている、パスワードが設定されている、また関係者の範囲が実質的に限られていることであると認識されている。この場合、もし特定の印が付されていない、またはその他の細かな形式部分が満たされていないとしても、トレード・シークレットに関する仕組みは、依然導入されているとみなされ得る。

この議論は、裁判所の慣例によっても確定されている<sup>115</sup>。特に、2017年10月後半、知的財産裁判所はその決議において、トレード・シークレット情報を含む情報媒体に「秘密」の文言が付されていなくとも、トレード・シークレットに関する仕組みを遵守していなかったとはみなすことはできないと判示した<sup>116</sup>。

---

訴訟番号 33-3459/2015 に関する 2015 年 4 月 1 日付サマール地域裁判所控訴審判決。訴訟番号 A57-11021/2011 に関する 2012 年 7 月 10 日付ヴォルガ巡回連邦商事上訴裁判所判決。訴訟番号 33-1796 に関する 2011 年 5 月 25 日付ウドムルト共和国最高裁判所判決。訴訟番号 A55-17220/2008 に関する 2009 年 9 月 2 日付ヴォルガ巡回連邦 Arbitrazh (商事) 上訴裁判所判決。

<sup>114</sup> 営業秘密法第 5 部第 10 条

<sup>115</sup> 2013 年 12 月 5 日付モスクワ市裁判所判決 訴訟番号 4y/2-9352

<sup>116</sup> 訴訟番号 A45-18610/2016 に関する 2017 年 10 月 30 日付知的財産裁判所判決

### 5.3 トレード・シークレットの漏洩防止

慣例によれば、トレード・シークレットの漏洩が最も頻発するルートは、広告および販売促進資料、展示会およびフェアにおける研究開発成果の発表、ならびに技術専門家が関わる外国企業の代表者との交渉である。ノウハウは、出版物、論文およびメディアでのコマーシャルにおいても開示されることが多い。

秘密性を保持するための方法は、慣例的には、技術、組織および法という3つのカテゴリーに分けられる。

組織的な方法は、主に以下の通りである。

- (i) アクセス制御（秘密情報へのアクセスを付与する従業員を制限する等）、および施設内部への外部者の無断侵入を防ぐセキュリティ・システムを構築する。
- (ii) 秘密情報の取扱規則について習熟させるべく従業員と連携し、情報保護規則等の違反に対する責任および処罰に対する意識を喚起する。
- (iii) 秘密情報の収集、加工、蓄積および保管のための技術的手段の利用を調整する。
- (iv) 秘密情報に関する内外の脅威を分析し、情報保護の手段を考案する。
- (v) 従業員による秘密情報の取扱方法、ならびに文書および技術的メディアの構成、保管および破棄の方法について、組織的な制御システムを導入する。
- (vi) 文書および文書化された情報の取り扱い（秘密情報、関連する会計、返却、保管および破棄の手続きを含む文書および情報媒体を作成および使用するための調整等を含む）。

技術的な措置は、情報への無断アクセスを防ぐ様々なハードウェアまたはソフトウェアおよびデバイスの使用と関連している。例えば、電子形式またはファックスによる通信チャネルを通じ送信されるメッセージの暗号化、送信される情報の傍受を防ぐ様々な機器の設置等である。

#### 従業員との秘密保持契約

一般的に、企業は従業員と秘密保持契約を締結し、秘密とみなされる情報のリストを作成し、当該情報の秘密を保持し開示しないことを約束させる。

#### 秘密情報を保護するための法的方法

秘密情報を保護するための法的方法については、トレード・シークレットに関する仕組みの導入に加え、秘密情報を保護するための手段（秘密情報保護の観点から従業員との関係を管理する文書の策定、情報へのアクセス権を付与する者の登録等）として以下の契約を利用することもできる。すなわち、

- (i) 譲渡契約（民法第1468条）

(ii) ライセンス契約（民法第 1469 条）

(iii) 秘密情報の移転に関する契約（トレード・シークレット法第 3 条第 6 項）

原則として、ライセンス契約および譲渡契約は、重要な条件およびその他の法規定については、民法の一般規定に従う。

しかしながら、契約によって特別な事項を定めることができる。

この種の契約に基づき、ノウハウに関連する権利を付与された者は、（契約期間とは関係なく）その独占権の失効または終了まで、ノウハウの秘密を保持するよう求められる。

上記以外の民法に基づく契約（請負契約<sup>117</sup>または調査および探査、開発および技術的業務に関する契約<sup>118</sup>等）も、トレード・シークレットの保護に関する事項を定めることができる。

### ライセンス契約における秘密保持条項

ライセンス契約には通常、秘密保持条項が含まれる。両当事者は、契約の履行に関して取り交わされる情報は、すべて秘密とみなされることに同意することができる。両当事者は、秘密情報へアクセスできる他方当事者の従業員数を相互に制限することもできる。このような秘密保持条項の内容を定めた拘束力を有する法律の規定はなく、契約の自由の原則が適用される。

以下は、ライセンス契約における秘密保持条項の例であり、ライセンス契約に含めることができ、かつライセンス契約にとって十分な内容である。

「会社 A は、ノウハウは、会社 B が長年にわたり多大なる労働力と資金を投じて取得し開発した有価資産であり、常に会社 B の所有物であり続けること、また契約に基づく開示は、以下に規定する明示的な条件に従って、秘密に、かつ一時的になされるものであることを認め、これに同意する。会社 A は、書面にて特に許可された場合を除き、ノウハウを第三者に開示する権利を有しないものとする。

会社 A は、会社 B が書面により許可した場合を除き、ノウハウの開示または使用に関するリスクを最小化するために、必要なあらゆる予防措置を取るものとする。会社 A は、ノウハウをその職務の性質上、知る必要のある役員および従業員のみに対し、かつ当該者が書面にて以下について同意をした場合に限り開示することに同意する。すなわち、会社 A および会社 B 双方の特段の指示がない限り、いつにても、直接的または間接的にも、就業期間中またはその後も、他者、組織または会社に対し、会社 A における就業の過程で、またはそれに伴って入手したノウ

<sup>117</sup> 民法第 727 条は、以下の要件を記載している。「請負契約に基づきその義務を履行するために、一方当事者が他方当事者から、新たな解決方法および技術的知見に関する情報（法により保護されない情報を含む）および営業秘密として扱われうる情報（第 139 条）を入手した場合、受領当事者は、他方当事者の同意を得ることなく、第三者に対し当該情報を開示することはできない。両当事者は、当該情報の使用に関する手続きおよび条件を定めるべく契約を締結する。」

<sup>118</sup> 民法第 771 条は、以下の要件を記載している。「調査および探査、開発および技術的業務に関する契約に別途の定めがない限り、両当事者は、契約の主題、履行の進捗または生じた結果に関連する情報の秘密を保持しなければならない。秘密とみなされる情報の範囲は、契約において定めるものとする。」

ハウを漏洩しないことを同意した場合である。会社 A は、すべての書面による同意は、会社 B が書面にて承認した形式および内容でなければならないことに同意する。

会社 A は、本契約に定める、または他方当事者の書面による承認がある、または法により義務付けられている場合を除き、本契約書の終了後も、第三者に対していかなる情報およびノウハウも秘密に保持し、これにつきやり取りをしないことに同意する。当該情報およびノウハウとは、本契約の履行において両者協力の結果として、一方当事者が他方当事者の事業に関し得たもの、または、本契約に至るまでに両者の協力の中で得たもので、製造、販売および流通の方法、会計システム、供給源、製造コスト、製法および工程、または本契約の条件に関する情報が含まれる。また、本条は本契約の終了後も引き続き有効に存続することが合意されている。

会社 B は、本契約に基づく会社 A の義務は、以下の情報には適用されないことに同意する。

1. 会社 A が、会社 B による開示の時点ですでに知っていたこと、および会社 B から直接的または間接的に情報を受領した者より開示されたものではないことを証明できる情報
2. 会社 A の過失によらずして、公知である情報、または
3. 会社 A が、会社 B から直接的または間接的に情報を受領しなかった者より、秘密保持義務を負うことなく受領したことを証明できる情報

【特許庁委託】

ロシア・ライセンスマニュアル

【著者】

Goltsblat BLP

【発行】

日本貿易振興機構

知的財産・イノベーション部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL: 03-3582-5198

モスクワ事務所

5, Bryanskaya st., Moscow, 121059, RUSSIAN FEDERATION

TEL: +7-495-580-7320

2018 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2018 年 1 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。